

MIRAITOやまなし将来発見バスツアー
企画運営業務公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

甲 府 市

目次

第 1 趣旨.....	1
第 2 業務の概要.....	1
1 名称.....	1
2 業務内容.....	1
3 業務委託期間.....	1
4 提案上限額.....	1
第 3 参加要件資格.....	1
第 4 スケジュール.....	2
第 5 参加に係る必要書類の提出.....	2
第 6 質問の受付及び回答.....	3
第 7 選考方法.....	4
第 8 契約及び支払方法.....	4
第 9 参加の失格.....	5
第 10 プロポーザルの中止.....	5
第 11 辞退.....	5
第 12 その他.....	5

第1 趣旨

山梨県では、毎年約 4,000 人超の高校生が進学を機に山梨を離れ、そのうち地元で就職するのはわずか 4 人に 1 人の割合と言われており、雇用確保のためにも若年層の流失の抑制と将来的な UIJ ターンを促進させることが課題となっている。そこで、やまなし県央連携中枢都市圏移住定住分科会は、従来の UIJ ターン移住施策の対象として希薄だった世代と地元へのアプローチの必要性から、若年層の流失抑制、雇用確保のために従来の UIJ ターン移住施策に囚われない広域的な事業の展開を進めていくこととした。そこで山梨県内在住及び「やまなし県央連携中枢都市圏」（愛称・県央ネットやまなし、以下「圏域」という。）出身等の東京圏在住の大学生・短期大学生、専門学校生と高校生を対象に、分科会として「就労・生活の地の魅力発信」を行い、将来的な UIJ ターンにつながる事業を実施する。

本事業の実施には高度な専門性・技術力が必要であり、多様なプロモーション業務実績を持つ事業者の企画力を活用することで、効果的な事業実施を見込めることから、受託者を公募型プロポーザル方式により選考する。

第2 業務の概要

1 名称

MIRAITOやまなし将来発見バスツアー企画運營業務

2 業務内容

別紙「MIRAITOやまなし将来発見バスツアー企画運營業務仕様書」による。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

4 提案上限額

9,700,000 円（消費税等相当額を含む）とする。

見積書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

※但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

第3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 公告日から契約締結の日まで、本市による指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、告示日現在、国及び地方公共団体から指名停止措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（民事再生開始の決定を受けているものを除く）
- (6) 法人格を有していて、圏域内に本社または営業所があること。
- (7) 市税・国税の滞納がないこと。

- (8) 過去3年以内に地方公共団体等で類似事業の業務実績を有していること。
 (9) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する者を従事させることができること。

第4 スケジュール

項 目	期 間
告示（公募開始）	令和7年8月22日（金）
質問受付期間	令和7年8月22日（金）から 令和7年8月29日（金）まで
質問への回答	令和7年9月4日（木）
参加表明書等提出期限	令和7年9月11日（木）
企画提案書等提出期限	令和7年9月25日（木）
プレゼンテーション	令和7年10月7日（火）8日（水）※1
審査結果の通知と公表	令和7年10月14日（火）
優先交渉権者との契約交渉	令和7年10月14日（火）から 令和7年11月7日（金）まで
契約締結	令和7年11月14日（金）
業務実施準備	令和7年11月17日（月）から 令和8年3月25日（水）まで
業務実施（3日間）	令和8年3月26日（木）から 令和8年3月28日（土）まで

※1 プレゼンテーションは参加者数により、1日のみとなる場合がある。

第5 参加に係る必要書類の提出

プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、各書類の作成にあたっては、必ず別紙「MIRAITO やまなし将来発見バスツアー企画運営業務仕様書」及び「MIRAITO やまなし将来発見バスツアー企画運営業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領」を遵守すること。

(1) 提出書類

No.	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料を添付すること
3	業務協力契約予定調書	(様式3) 該当する場合のみ
4	業務実績書	(様式4) 受託した類似の業務の内容等が確認できる書類の写しを添付すること
5	業務実施体制確認調書	(様式5)
6	誓約書	(様式6)
7	企画提案書（企画提案書に記載されている内容は別紙・仕様書の記載の有無に関わらず実施義務を負うこととなることに留意すること。）	(様式7)
8	提案価格書（封入封緘し割印すること）	(様式8) 別途積算内訳を添付すること

(2) 提出部数

A 4紙ファイルに書類一式を綴じた上、正本1部、副本6部を提出するとともに、電子媒体（CD-R、DVD-R：最新のパターンファイルで、ウイルスチェック済のもの）も併せて提出すること。なお、作成にあたっては、別紙「MIRAITOやまなし将来発見バスツアー企画運営業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出期限

ア 上記中、No.1からNo.6

令和7年9月11日(木) 午後5時00分まで

イ 上記中、No.7からNo.8

令和7年9月25日(木) 午後5時00分まで

(4) 提出場所

甲府市役所6階 企画部財政経営室連携共創課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5319

(5) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は提出期限内必着）とする。

なお、持参する場合、土日祝日を除く平日の午前9時00分から午後5時00分（正午から午後1時00分を除く）の間に提出すること。

(6) 注意事項

ア 提出期限を過ぎた場合の提出は認めない。

イ 提出後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

ウ 企画提案書等の提出等にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

エ 提出書類は返却しない。

第6 質問の受付及び回答

本業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問受付期限

公募開始の日から令和7年8月29日(金)午後5時00分まで

(2) 提出方法

質問書（様式9）により、電子メールにて提出すること。

電子メールのタイトルは「MIRAITOやまなし将来発見バスツアー企画運営業務に関する質問書」とし、送信後、受信確認のため第5(4)に記載する甲府市連携共創課に電話連絡すること。

なお、本市からの特別な指示がない限り電子メール以外の提出は認めない。

【提出先メールアドレス chushin@city.kofu.lg.jp】

(3) 回答方法

令和7年9月4日(木)までに、本市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

本実施要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

第7 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、参加者からの提出書類及びプレゼンテーションを別紙「MIRAITOやまなし将来発見バスツアー企画運営業務公募型プロポーザルに係る優先交渉権者選考方法について」に基づき、「令和7年度MIRAITOやまなし将来発見バスツアー企画運営業務受託者選考審査委員会」（以下「審査会」）が審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定するとともに、次点交渉権者も併せて選定する。

なお、別紙「本件提案に係る接触の禁止について」のとおり、本件提案に関し影響を及ぼす恐れのある関係者への接触を禁止するので留意すること。

(2) プレゼンテーション

ア 日 時 令和7年10月7日(火)・令和7年10月8日(水)

なお、時間等詳細は別途通知する。

イ 会 場 甲府市役所本庁舎 7階 7-1 会議室

ウ 出席者数 3名以内とする。

エ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは20分以内で、質疑応答は15分程度とする。

(イ) プレゼンテーションは提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

(ウ) パソコン等の機器を使用する場合は、企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。

(エ) プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は本市で用意するので予め申し出ること。

(3) 審査結果

審査を受けた参加者に対し、令和7年10月14日(火)に審査結果通知を送付する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等を協議の上、発注者の決定を受けることにより受注者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、発注者は次点交渉権者と協議を行うものとする。また、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が「MIRAITOやまなし将来発見バスツアー企画運営業務公募型プロポーザルに係る優先交渉権者選考方法について」第1(1)アの、なお書き以降の条件にあたりと認められる場合は、その者を優先交渉権者として選考しない。

(5) 議事録の提出

優先交渉権者は上記協議を行う際、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された事業内容に関する記録を提出するものとする。

第8 契約及び支払方法

受注者として決定となった者は、発注者と契約を締結し、受託業務を実施する。なお、発注者は業務完了後、検査を経て委託料を受注者に支払うものとする。

第9 参加者の失格

参加者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合
- (4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

第10 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

第11 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式10）を提出すること。

第12 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (3) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (4) プロポーザルに係るスケジュール変更があった場合については、甲府市ホームページへ随時掲載する。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のものと変更等を加える場合がある。

以 上